

スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会  
運営規則

令和 3 年 8 月 6 日

スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会

(専門調査会の運営)

第 1 条 スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会  
(以下「専門調査会」という。)の議事の手続その他専門調査会の運営に関し  
ては、法令及び国家戦略特別区域諮問会議運営規則に定めるもののほか、この  
運営規則の規定するところによる。

(会長)

第 2 条 会長は、専門調査会の事務を掌理する。

2 会長が専門調査会に出席できない場合は、あらかじめ会長の指名する委員  
が、その職務を代理する。

(委員の欠席)

第 3 条 専門調査会に属する委員が専門調査会を欠席する場合は、代理人を専  
門調査会に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできな  
い。

2 専門調査会を欠席する委員は、会長を通じて、専門調査会に付議される事項  
につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第 4 条 専門調査会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができ  
ない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の  
決するところによる。

3 会長は、専門調査会の議題等により必要があると認めるときは、第 1 項の規  
定にかかわらず、委員の過半数が出席しない場合であっても、専門調査会を開  
くことができる。

4 会議は、その決定するところにより、会議に付議される事項について直接の  
利害関係を有する委員を、審議及び議決に参加させないことができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

(議事内容等の公表)

第6条 会長は、専門調査会における議事の内容等を、専門調査会終了後、遅滞なく、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。

2 前項の規定にかかわらず、議事要旨等の公表が、スーパーシティ型国家戦略特別区域の制度運用に支障を及ぼすおそれがある場合は、会長は、期間を限り、その全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この運営規則に定めるもののほか、専門調査会に関し必要な事項は、会長が定める。